一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
　馬取川
二　砂防法第二条の土地の表示
　次に掲げる土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百三号で指定した第二十五号に掲げる土地の区域を除く。）
新潟県東蒲原郡阿賀町豊実
字抜杉沢　一号
丁二一九八番　二号
丁二五一一番　二十二号
丁二五一二番
字藤三郎沢　三号
丁二四六九番一　四号
字大平　五号及び六号
丁二二〇八番
字高森国有林
丁二四九九番一
二五二林班　に小班[3]　七号から二十一号まで
　に小班[4]　二十三号から二十八号まで

○国土交通省告示第千百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十二年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　国土交通大臣　前原　誠司
一　砂防法第二条の土地に存する標柱一号から二十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
新潟県東蒲原郡阿賀町豊実
字抜杉沢　一号
丁二一九八番　二号
丁二五一一番　二十二号
丁二五一二番
字藤三郎沢　三号
丁二四六九番一　四号
字大平　五号及び六号
丁二二〇八番
字高森国有林
丁二四九九番一
二五二林班　に小班[3]　七号から二十一号まで
　に小班[4]　二十三号から二十八号まで

○国土交通省告示第千百七十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　国土交通大臣　前原　誠司
一　砂防法第二条の土地に係る河川等の名称
　小江尾川
二　砂防法第二条の土地の表示
　鳥取県日野郡江府町大字大河原字宮ノ上一四四一番地二番内四等三角点上大河原を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十六号までを順次結んだ線及び標柱一号と十六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二七度四二分五秒
一〇七四・八二七メートルの地点　一号
標柱一号から三四八度四分二秒
三四・七八八メートルの地点　二号
標柱二号から一六度四七分一一秒
二八五・七三六メートルの地点　三号
標柱三号から一一四度二三分一二秒
二七・九〇三メートルの地点　四号
標柱四号から一八一度五九分二七秒
一二七・八〇一メートルの地点　五号
標柱五号から一〇七度四三分五秒
四三・九五四メートルの地点　六号
標柱六号から一四一度三八分三〇秒
三三・八四九メートルの地点　七号
標柱七号から一一二度四五分八秒
四四・三六一メートルの地点　八号
標柱八号から一五七度二六分五五秒
三九・九八四メートルの地点　九号
標柱九号から一二一度二一分三秒
二九八・四一九メートルの地点　十号
標柱十号から二二二度二一分八秒
一三九・六〇〇メートルの地点　十一号
標柱十一号から二九一度五六分二三秒
一〇七・七一七メートルの地点　十二号
標柱十二号から二三七度一四分一五秒
九五・一一四メートルの地点　十三号
標柱十三号から三四六度一四分二〇秒
七〇・八七一メートルの地点　十四号
標柱十四号から三二〇度一五分三四秒
五九・八二七メートルの地点　十五号
標柱十五号から二九五度四二分四七秒
六五・五九五メートルの地点　十六号

○国土交通省告示第千百七十八号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年十月六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第4962号	救命胴衣灯	ＬＪ―61（ＬＥＤ Type）	日本船燈株式会社	埼玉県吉川市大字高久555番地

○国土交通省告示第千百七十九号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年十月十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4680号	船外機（小型船舶用）	61Ｐ	ヤマハ発動機株式会社	ギヤの変更
第4779号	〃	６Ｄ７	〃	〃

○関東信越厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成十六年十月一日をもって同表の下欄に掲げるとおり所在地を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　関東信越厚生局長　鶴田　憲一

名称	変更前の所在地	変更後の所在地
独立行政法人国立病院機構水戸医療センター	茨城県水戸市東原３丁目２番１号	茨城県東茨城郡茨城町桜の郷２８０番地

○関東信越厚生局告示第二号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成十八年二月二十日をもって同表の下欄に掲げるとおり所在地を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　関東信越厚生局長　鶴田　憲一

名称	変更前の所在地	変更後の所在地
山梨大学医学部附属病院	山梨県中巨摩郡玉穂町下河東１１１０番地	山梨県中央市下河東１１１０番地

○関東信越厚生局告示第三号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成十七年一月一日をもって同表の下欄に掲げるとおり所在地を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　関東信越厚生局長　鶴田　憲一

名称	変更前の所在地	変更後の所在地
独立行政法人国立病院機構さいがた病院	新潟県中頸城郡大潟町犀潟４６８―１	新潟県上越市大潟区犀潟４６８―１

○関東信越厚生局告示第四号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成十九年四月一日をもって同表の下欄に掲げるとおり所在地を変更したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。
　平成二十一年十一月四日
　　関東信越厚生局長　鶴田　憲一